

頁次	目録	日号外	ページ
三八九	令和二年に発生した林道 についての災害に係る激 甚災害に対処するための 特別の財政援助等に関す る法律施行令第十四条第 一項の区域を告示する件 令和二年に発生した農林 水産業共同利用施設につ いての災害に係る激甚災 害に対処するための特別 の財政援助等に関する法 律施行令第十九条第一項 第一号の区域を告示する 件	一七 五八	一三 一四
三九〇	種苗法第十八条第一項の 規定に基づき品種登録し た件	一八	五九 一〇
三九一	保安林の指定をする件	一九	八
三九二 三九三 四〇〇	保安林の指定を解除する 件	一九	九
四〇一	農業保険法施行規則第百 十七条第一項及び第百六 十六条の規定に基づき、 診療その他の行為によつ て組合員等が負担すべき 費用の内容に応じた農林 水産大臣が定める点数等 を定める件の一部を改正 する件	一九	九
四〇二	農業保険法第百四十五条 第一項の農林水産大臣が 定める金額並びに農業保 険法施行規則第百十六條 の農林水産大臣が定める 率及び農林水産大臣が定 める事由を定める件の一 部を改正する件	二一	三
四〇三	農業保険法施行規則第百 九条の農林水産大臣が定 める率を定める件の一部 を改正する件	二一	三
四〇四	農作物共済に係る共済掛 金標準率等を定める件の 一部を改正する件	二二	三
四〇五	家畜共済に係る共済掛金 標準率等を定める件の一 部を改正する件	二三	三
四〇六	果樹共済に係る共済掛金 標準率等を定める件の一 部を改正する件	二三	三
四〇七	畑作物共済に係る共済掛 金標準率等を定める件の 一部を改正する件	二三	三
四〇八	森林病害虫等防除法第三 条第一項の規定に基づ き、同項第一号に掲げる 命令をする等の件	二三	六三 四三
四〇九	森林病害虫等防除法第三 条第一項の規定に基づ き、同項第四号に掲げる 命令をする等の件	二三	六三 四四
四一〇	森林病害虫等防除法第三 条第二項の規定に基づ き、特別伐倒駆除を命ず る等の件	二三	六三 四四
四一一	農作物共済損害認定準則 の一部を改正する件	二三	六三 四五
四一二	農作物共済基準収穫量等 設定準則の一部を改正す る件	二三	六三 四六
四一三	園芸施設共済共済額設 定準則を定める件の一部 を改正する件	二三	六三 四七
四一四	農業保険法附則第三条第 一項の農林水産大臣が定 める特定の疾病を定める 件の一部を改正する件	二三	六三 四九
四一五	肉用子牛生産安定等特別 措置法に基づき、肉用子 牛の主要な生産地域に所 在する家畜市場であつて 農林水産大臣の指定する ものを指定する件の一部 を改正する件	二三	六三 四九
四一六	独立行政法人農畜産業振 興機構法施行規則第一条 の規定に基づき、農林水 産大臣が定める令和二事 業年度における独立行政	二三	六三 四九
四一七	法人農畜産業振興機構法 第十条第二号の農林水産 省令で定める事業に係る 補助の総額を定める件の 一部を改正する件	二四	六
四一八	種苗法第十三条第一項の 規定に基づき品種登録出 願を公表する件	二四	六五 五七
四一九	種畜の等級の判定基準を 定める等の件の一部を改 正する告示	二六	七〇 七一
四二〇	肥料を登録した件	二六	七〇 七一
四二一	保安林の指定をする件	二九	四
四二二	保安林の指定を解除する 件	二九	五
四二三	保安林の指定実施要件を 変更する件	二九	六
四二四	粗糖の平均輸入価格等を 定めた件	二九	七
四二五	種苗法第十三条第二項の 規定に基づき品種登録出 願を取り下げた件	三〇	四
四二六	のオルニチン(量)・高 速液体クロマトグラフ法 の日本農林規格を制定す る件	三二	五
四二七	農林水産大臣が定める国 際標準化機構及び国際電 気標準会議が定めた認証 を行う機関又は試験所に 関する基準の一部を改正 する件	三二	五
四二八	地すべり防止工事の着手 の件	三二	五
四二九	森林法施行令第九条の規 定に基づき、農林水産大 臣の指定する試験研究機 関及び教育機関を指定す る件の一部を改正する件	三二	七五 三七
四三〇	森林法施行規則第九十一 条第一項第二号及び第三 号の規定に基づき、農林 水産大臣が指定する教育 機関を指定する件の一部 を改正する件	三一	七五 三七
四三一	畜産経営の安定に関する 法律第二十一条第一項の 規定に基づき、農林水産 大臣が定める金額を定め る件の一部を改正する件	三一	七五 三六
四三二	農産物規格規程の一部を 改正する件	三一	七五 三〇
四三三	独立行政法人農業者年金 基金法施行令第一条第二 項の農林水産大臣が定め る予定利率等を定める件 の一部を改正する件	三一	七五 三六
四三四	農業委員会等に関する法 律施行令第七条第二項の 規定に基づき、同条第一 項各号のいずれにも該当 する市町村を公告する件	三一	七五 三六
四三五	農業の担い手に対する経 営安定のための交付金の 交付に関する法律施行規 則第七条及び第九条第一 項第一号の農林水産大臣 が定める規格を定める件 の一部を改正する件	三一	七五 三六
四三六	農業の担い手に対する経 営安定のための交付金の 交付に関する法律第三条 第三項及び第五項の規定 に基づき、面積単価及び 数量単価を定める件の一 部を改正する件	三一	七五 三六
四三七	南海トラフ地震に係る地 震防災対策の推進に関す る特別措置法第十三条第 一項の規定に基づき、国 の負担又は補助の特例に 係る津波避難対策緊急事 業に関する主務大臣の定 める基準を定める件の一 部を改正する件	三一	七五 三六